

○ふじみ衛生組合職員の育児休業等に関する条例施行規則

(平成4年10月20日)
(規則第6号)

改正 平成14年7月3日 規則第1号
平成29年9月25日 規則第1号
令和2年3月31日 規則第5号
令和4年6月6日 規則第1号
令和4年12月12日 規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、ふじみ衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年ふじみ衛生組合条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業の承認の請求手続)

第2条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書（様式第1号）により、育児休業を始めるようとする日の1月（次に掲げる場合は、2週間）前までに行うものとする。この場合において、非常勤職員であって、当該非常勤職員の任期満了後、引き続き任用されることが決定した者が、次の任期において育児休業をする場合には、次の任期の初日前においても承認の請求を行うことができる。

- (1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合
- (2) 条例第2条の2の2第3号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする同号に規定する地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））以前の日である場合
- (3) 条例第2条の2の3の規定に該当する場合であって、当該請求する日が当該請求に係る子の1歳6か月到達日以前である場合

2 管理者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類等の提出を求めることができる。ただし、任期を定め

て任用された職員が条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

(条例第2条の2の2第3号及び第2条の2の3の組合規則で定める特別の事情)

第2条の2 条例第2条の2の2第3号及び第2条の2の3の組合規則で定める特別の事情は、条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情とする。

(条例第2条の2の2第3号ウの特に必要なと認められる場合)

第2条の3 条例第2条の2の2第3号ウの特に必要なと認められる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第2条の2の2第3号ウに規定する当該子について、保育所等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。）における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合
- (2) 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者であつて当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であつた者が次に掲げる場合のいずれかに該当した場合
 - ア 死亡した場合
 - イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合
 - ウ 当該子と同居しないこととなった場合
 - エ 6週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合
- (3) 前条に規定する事情に該当した場合

(条例第2条の2の3第3号の特に必要なと認められる場合)

第2条の4 前条の規定は、条例第2条の2の3第3号の特に必要なと認められる場合について準用する。この場合において、同条中「1歳到達日」とあるのは「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第3条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間）前までに行うものとする。

- (1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業

(当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。)

- (2) 条例第2条の2の2第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業
- (3) 条例第2条の2の3の規定に該当してしている育児休業

2 第2条第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第4条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 育児休業に係る子が死亡した場合
- (2) 育児休業に係る子が職員の子でなくなった場合
- (3) 育児休業に係る子を養育しなくなった場合

2 前項の規定による届出は、養育状況変更届(様式第2号)により行うものとする。

3 第2条第2項の規定は、第1項の届出について準用する。

(職務復帰)

第5条 育児休業の承認を受けた職員は、育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が休職若しくは停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき、又は育児休業の承認を取り消されたときは、職務に復帰するものとする。

(勤務した期間に相当する期間)

第5条の2 条例第5条の2第1項の組合規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

- (1) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定により育児休業をしていた期間
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条第1項に規定する停職にされている職員又は自宅謹慎若しくは自宅待機を命じられている職員として在職した期間
- (3) 休職にされていた期間(公務上又は通勤により負傷し、又は疾病にかかったことに起因する休職にされていた期間を除く。)

(部分休業の承認の請求手続)

第6条 部分休業の承認の請求は、部分休業承認請求書(様式第3号)により、部分休業を始めるようとする日の1月前までに、部分休業をしようとする期間の初日及び末日を明らかにして行うものとする。この場合において、非常勤職員であって、当該非常勤職員の任期満了後、引き続き任用されることが決定した者が、次の任期において部分休業をする場合には、次の任期の初日前においても承認の請求を行うことができる。

2 第2条第2項の規定は、部分休業の承認の請求について準用する。

(条例第6条の組合規則で定める非常勤職員)

第6条の2 条例第6条の組合規則で定める非常勤職員は、1日につき定められた勤務時間が6

時間15分以上である勤務日がある非常勤職員とする。

(部分休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第7条 第4条の規定は、部分休業について準用する。

(様式)

第8条 部分休業の承認、不承認又は取消しの通知は、次に掲げる様式により行うものとする。

- (1) 部分休業承認通知書 (様式第4号)
- (2) 部分休業不承認通知書 (様式第5号)
- (3) 部分休業取消通知書 (様式第6号)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成4年9月1日から適用する。

附 則 (平成14年7月3日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年9月25日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日規則第5号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月6日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後のふじみ衛生組合職員の育児休業等に関する条例施行規則の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年12月12日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後のふじみ衛生組合職員の育児休業等に関する条例施行規則の規定は、令和4年10月1日から適用する。

様式第1号 (第2条、第3条関係)

育 児 休 業 承 認 請 求 書

年 月 日		
ふじみ衛生組合管理者 様		
所 属 氏 名		
次のとおり育児休業の承認を請求します。		
1 請求 に係る 子	氏 名	
	続 柄	
	生年月日	年 月 日
2 請 求 の 内 容	<input type="checkbox"/> 育児休業	<input type="checkbox"/> 育児休業期間の延長
	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業期間の延長 (再度の育児休業又は再度の育児休業期間の延長が必要な事情を記入)	
3 請 求 期 間	年 月 日から	年 月 日まで
4 既に育児休業をした(承認された)期間	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで
5 備 考		

注1 請求に当たっては、母子健康手帳、住民票等を提示すること。

2 子の出生前に請求する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後速やかに行うこと。

3 該当する□には、レ印を記入すること。

様式第1号の2 削除

様式第2号 (第4条関係)

養 育 状 況 変 更 届

年 月 日

ふじみ衛生組合管理者 様

所 属

氏 名

育児休業
部分休業に係る子の養育の状況について、次のとおり変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

- 休業に係る子が死亡した。
- 休業に係る子と離縁した (養子縁組の取消しを含む。)
- 休業に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。
- 休業に係る子を養育しなくなった。
 - 同居しなくなった。
 - 負傷・疾病
 - その他 ()
- その他 ()

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

様式第3号 (第6条関係)

(表)

部分休業承認請求書

ふじみ衛生組合管理者 様		年 月 日	
		所 属 氏 名	
次のとおり部分休業の承認を請求します。			
1 請求 に係る 子	氏 名		
	続 柄		
	生年月日	年 月 日	
2 請求期間及び時 間	期 間		時 間
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	午前 時 分から 時 分まで 午後 時 分から 時 分まで
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	午前 時 分から 時 分まで 午後 時 分から 時 分まで
	3 部分休業中の育 児時間	午前 時 分から 時 分まで 午後 時 分から 時 分まで	
4 備 考			

注1 請求に当たっては、母子健康手帳、住民票等を提示すること。

2 請求に係る子について、職員以外の当該子の親が部分休業等の制度の適用を受けている場合は、「4 備考」欄に記入すること。

3 部分休業の承認について、職員の申請に基づき変更又は取消しを行った場合は、その旨を裏面に記入すること。

4 該当する□には、レ印を記入すること。

第3類 人事 (職員の育児休業等に関する条例施行規則)

(裏)

請求 月日	変更又は取消しを行った日・時間				時間数	請 求 者 印	所 属 長 印
	区 分	月 日	午 前	午 後			
	変更 取消し		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
	変更 取消し		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
	変更 取消し		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
	変更 取消し		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
	変更 取消し		時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		

様式第4号 (第8条関係)

部分休業承認通知書

第 号
年 月 日

様

ふじみ衛生組合管理者 氏 名 圃

年 月 日付で申請のあった部分休業について、次のとおり承認することとしたので通知します。

1 承認期間

年 月 日から 年 月 日まで

様式第5号(第8条関係)

部分休業不承認通知書

第 号
年 月 日

様

ふじみ衛生組合管理者 氏 名 印

年 月 日付で申請のあった部分休業について、次のとおり承認しないこととしたので通知します。

1 理 由

様式第6号 (第8条関係)

部分休業取消通知書

第 号
年 月 日

様

ふじみ衛生組合管理者 氏 名 印

年 月 日付で承認した部分休業の承認について、次のとおり取り消したので通知します。

1 取り消した部分休業の期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 理由